

「表紙共 17 枚」

令和 5 年 8 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年9月8日(金曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	19番 河津裕治
10番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔 主任 太郎良悠希

8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 9月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第2号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第3号 農地造成にかかる一時転用の届出の件

7 その他

(1) 9月現地調査

日 時 9月25日(月) 午前9時～

※ 調査委員のみ

(2) 9月調査委員会

日 時：9月28日(木) 午前9時～

※会長・副会長・調査委員

(3) 9月定例総会

日 時：10月10日(火) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

9月22日(金) 常設審議委員会(大分市) *会長

9月27日(水) 改選期別農業委員会セミナー (別府市) *農業委員・推進委員対象

(5) その他

・「8月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「8月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、7番 綾垣和子委員、18番 梶原真悟委員から、欠席届が出ております。</p> <p>また、推進委員は、三芳区域の室哲也委員、三花区域の酒井明巳委員、中川区域の高瀬俊和委員からと五馬区域の音成博文委員から、欠席届が提出されましたので御報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけども、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを御報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけども、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めましてこんにちは。暑い中でですね、御出席賜りまして誠にありがとうございます。山間地の方ではですね、もう稲刈りが始まっているところでございます。順次ですね平場の方も、稲刈りになってくると思いますので、これから先もですね、体調に気をつけて農作業には頑張っていたきたいと思います。</p> <p>それからですね、さきの県の農業会議の方でですね、農業委員会は大分県内18市町村でございます。報酬の増額を一緒にしましょうということで、話し合いがございました。日田市においては、まだ今のところ、局長と話をしまして、ちょっと、他の市町村の様子を見てですね、上げていくか、ということにしておりますので、ちょっと待っていただきたいと思います。今、御手元にですね、各市町村の報酬ですね、月額報酬とかも、年払いのとも、年額のともございますけど、一応、各市町村は、こういう状態状況でございます。一番低いとことかですね、玖珠とか九重とかがございます。姫島村もそうですが、こういうことでは</p>

	<p>ね、増額をお願いをしておるということでございます。増額出来ないところはですね、各市町村の財政状況によることが一番大きくて、なかなか難しいということでございます。活動費や能率給の方でですね、その分をしていただきたいということでございますので、日田市においてはですね、ちょっと他所の市町村を見ながら、現状維持で行ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、議事録署名委員、5番の河津祐二委員、10番 高瀬義徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>今回、議案訂正が1ヶ所ございますので、説明させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、3ページを御覧ください。3ページの56番、上段になります。ここの地番の後の地目、現況地目の方が、現在 畑となっておりますが、現況の地目は田、で変更をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、7番 綾垣和子委員、12番 中島幸一郎委員、19番 河津裕治委員の3名の方でございました。調査委員長は、19番の河津裕治委員です。前の方をお願いしたいと思います。</p>

<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>それでは、河津調査委員長、一言お願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、こんにちは。19番の河津です。 先月、8月24日に、綾垣委員、中島委員、それから事務局と現地を見てまいりました。 慎重審議よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい、それではですね、1ページの議案第1号からまいりたいと思います。 農地法第3条の規定による許可申請の件9件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい、議案1ページ、議案第1号農地法第3条についてです。 今月は9件申請がありました。 番号52、大字内河野〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積が696㎡です。 譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市石井町1丁目の〇さんです。高齢で管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けてカボス畑として利用したい、とのことでの申請です。 場所は、白手橋交差点を曲がりまして、清掃センターとかがある方向に進んでいきます。その途中、東に折れて行った先の赤く丸をしている位置、こういったところがございます。航空写真で見ると、このようになっております。見辛いかもしれませんが、既にカボスが植わっておりまして、植わっているものをそのまま譲り受けて、管理していくということでございます。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。このようにカボスが、既に植わっております。中には枯れているものとかもありましたが、そういったものは譲り受けた後に植え替えて管理していくということでご伺っております。 続いて53番です。天瀬町馬原〇と〇で、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が合計で554㎡です。 譲渡人は日田市天瀬町の〇さんです。譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。相続したものの耕作出来ない</p>

ため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

場所が、道順でいきますと、東溪小学校の方に進んでいきまして、小学校は右折して、ずっと道沿いに行って、赤く丸をしているところです。航空写真で見ますと、このようになっております。この細長い1筆と、長方形の、この1筆、隣り合っておりますが、現地はこちらの○の方が一段低くなっておりまして、段々になっております。こちらが字図です。現況の写真です。こちらが○、一段低い方ですね。特に何か植わっていたりはしませんでした。草刈り等されており、農地として管理されておりました。この一段上、○です。中には栗や柿など、果樹が植わっておりました。こういった今あるもの引き続き管理していきたい、野菜などをつくっていききたい、ということで伺っております。

ページが変わりまして54番です。大山町東大山○、地目は台帳・現況ともに畑、面積が700㎡です。

譲渡人は福岡県の○さんで、譲受人は日田市大山町の○さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したい、とのことでの申請です。

場所が、木の花ガルテンさんが近くにございまして、国道より一段低くなっておりますが、近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらも何か耕作はされておりましたが、農地として十分管理されておりますので、3条許可にあたっては、問題無いものと考えております。

続いて55番です。大字東有田○で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が3,721㎡です。

譲渡人は日田市上諸留町の○さんで、譲受人は日田市日の本町の○さんです。耕作出来ないので譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。

場所は、東有田中学校が近くにございます。その近くをバス停から須ノ原の方に上がって行ってすぐのところ、赤く丸をしている辺りでございます。航空写真で見ると、このようになっております。御覧のように、また面積の欄にありますとおり、少し大きな土地でございますので、この後の現況の写真は2枚に分けて御覧いただこうと思います。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この車が停まっている方向を奥の方に進んで行って、もう1枚撮ったのが、こういった様子です。こちらも何か作っているわけではなかったですけども、時期を考えますと、下草刈り等は定期的にされていたのかな、と思うような状況でござい

ました。こちらの土地につきましては譲り受けた後に、スイカや白菜を作るということで、計画を伺っております。

続いて56番です。大字高瀬〇で、地目は台帳 田、現況は、議案書上が畑となっておりますが、こちら先ほど訂正させていただきました現況 田でございます。面積が658㎡です。

譲渡人が日田市中城町の〇さん、譲受人は日田市大日町の〇さんです。高齢で管理が出来ないため甥に譲り渡したい、叔母の農地を譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。近くにありますのは、荒平公民館ですね。その近く、赤く丸をしておりますところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。

続いて57番です。大字西有田〇で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が186㎡です。

譲渡人は日田市上手町の〇さんで、譲受人が日田市玉川3丁目の〇さんです。隣接する住宅とともに譲り渡したい、隣接する住宅とともに譲り受けて家庭菜園として利用したい、とのことでの申請です。

近くには、昭和学園高等学校や北部中学校がございまして、そのおおよそ中間に位置する赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。赤く記しておりますのが、今回の申請地、横にある黄色で記しておりますところが一緒に譲り受ける住宅です。家の前の畑をまとめて譲り受ける、という申請になっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この奥の角のところに木がありますが、現地調査のときに果樹であること確認出来ておりますので、農地法上問題無いと考えております。この奥の家と手前の畑を譲り受ける、という内容です。

ページが変わりまして58番です。大字花月〇ほか2筆の計3筆で、地目は台帳・現況ともに全て田、面積が合計で3,731㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人が日田市川原町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて苗木を育てたい、ということでの申請です。

場所が藤山三差路を通り過ぎまして、少し進んだ赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。この黄色の矢印の角度で、おおよそこのあと御覧いただく現地の写真は撮っております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。もう御覧いただいているように、一面セイタカアワダ

チソウが茂っておりましたが、譲り受けた後、スギやヒノキなどの苗木を育てていきたい、ということで伺っております。植林ではないか、という疑問を持たれる方もいらっしゃるかと思いますが、農地法上、「肥培管理」、肥料の“肥”に、培養の“培”と書きますが、そうやって肥料を上げたり、水を上げたりして、管理をしている間は、農地として捉えてよい、ということになっておりますので、この申請は転用を含むものではなく、農地法3条として審査するものでございます。少し奥から見た写真が、このようになっております。こちらも一面同じようになっております。本来ですと、それぞれの土地の境目のところに線を入れたいのですが、ちょっと状況的にも難しかったので、敢えて引いておりません。こういった場所でございます。

続いて59番です。59番と60番は、今の所有者が別の方ですので、二つになっておりますが、譲受人の方は同じで、申請理由等も同じですので、まとめて御説明しようと思っております。

まず、番号59です。大字西有田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が896㎡です。

譲渡人は日田市上手町の〇さん、譲受人は日田市君迫町の〇さんです。高齢で管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて柚子の育苗をしたい、ということでの申請です。

続いて60番です。大字西有田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が645㎡です。

譲渡人は日田市上手町の〇さんで、譲受人からあとの内容は、先ほどの59番と同じとなっております。

場所は、北部中学校の花月川を挟んだ対岸のところでございます。この、今、吹き出しをつくっているところに北部中学校があって、ここに花月川が流れています。橋を渡って、ここに住宅があると、そういう位置でございます。こちらが航空写真です。〇、59番の案件と、〇、60番の案件です。このような隣り合った2筆でございます。周りが住宅に囲まれておりますので、進入路が問題になろうかと思いましたが、この辺りの土地は、すでにこの譲受人の方が営む会社の名前で登記がされております。地目が農地ではございませんので、農業委員会の許可等は必要無く、また、例えば、作業をするための車を寄せる場所などにしても、農地法上の制約は無いものと考えておりますので、一体的に使うような計画で伺っております。こちらが字図です。この後の写真は、いずれも南側から撮ったものでございます。こちら主に〇が写ってまして、右〇です。こちらは、どこも草が伸びてはいましたが、栗の木などございまして、一部、奥の方はネ

<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>ットをして、家庭菜園的な使われ方をしておりましたので、現状で農地であると判断して問題無いですし、これから柚子の苗木を育てていくということですので、その点も3条として問題無いと考えております。 それでは、現地調査に御同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。私たちが見た限り、特に問題無いと考えております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お配りしております資料No.1、これの1ページから3ページまでが農地法3条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査・現地調査で該当しないことを確認出来ております。 私からは以上です。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>事務局の報告にあるようにですね、また調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあれば御発言いただきたいと思います。また、この中で52番はですね、譲受人の方に、農業委員会事務局の方に来ていただきまして、面談をしております。建築業の方でございますので、一応確認のためにですね、持ってる機械が何かあるかどうかですね、農薬の関係とかの説明をいたしました。 よろしいですか。 推進委員の方は、もう何かございせんか。 穴井浩司委員、あの55番、面積広いんですけど、何か思われることあります、55番。 東有田、須ノ原の件。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ね、西瓜・白菜を植えてみたいかな、という言い方でした。 以上です。</p> <p>ほかに何かある方は、よろしいですか。無かったですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。御賛同いただける、推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは私から、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。</p> <p>今月は5件の申請が出ています。</p> <p>番号16、申請地は大字有田〇です。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は1,014㎡の第2種農地です。</p> <p>申請人は中尾町の〇さんです。申請理由は、すでに畜舎を建築しているものの、許可を得ていなかったため申請するもの、です。</p> <p>この案件は追認となりますので、始末書の徴取を行います。また、この申請は3条申請によるもので、3</p>

条で農地を取得するために所有している農地を整理しているところです。

こちらですね、何件も、案件が出ておりましたが、これが最後の案件となっております。4条の許可がありましたら、続きまして3条の申請が上がってくるようなカタチとなっております。

それでは場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところが対象の農地となっております。こちらが航空写真です。赤い枠で囲んでいる部分が対象の農地です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。このように、もうすでに畜舎が建っているような状況となっております。

では、続きまして番号17です。申請地は大字友田〇と〇です。地目は2筆とも台帳 田、現況 畑、面積は合わせて1,406㎡の第3種農地です。

申請人は南友田町の〇さんです。申請理由は、申請地を賃貸共同住宅として利用したい、とのことでした。

場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところが対象の農地となります。ユニクロ日田店さんや、ダイナム大分日田店さんが近くにございます。こちらが航空写真です。赤で囲んでおります。この2筆が対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。〇と〇の現況写真です。

では、続きまして番号18です。申請地は大字高瀬〇です。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は114㎡の第3種農地です。

申請人は誠和町の〇さんです。申請理由は、すでに宅地の一部としているものの、許可を得ていなかったため申請するもの、です。

こちらは追認案件となりますので、始末書を徴取いたします。

それでは場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところが対象農地です。近くには日田高瀬郵便局さんがございます。こちらが航空写真です。こちら黄色の枠で囲んでいるところなんですが、こちらが前回の総会で5条許可を出している土地となっております。もともと青色で囲んでおりますこの大きな1筆でしたが、前回の5条申請の際に測量いたしまして、その部分を分筆しております。今回の申請についてですが、前回の申請時の測量の時に、こちらの宅地が、青で囲んでいるこの農地に侵入していることが判りましたので、その際にこの赤色の部分を測量・分筆いたしまして、今回の申請に至っております。

<p>調査委員長 (河津裕治)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>こちらが字図です。こちらが現況写真です。このように家の塀が入り込んでいるようなカタチになっております。</p> <p>では、続きまして番号19です。申請地は吹上町〇です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は456㎡の第3種農地です。</p> <p>申請人は吹上町の〇さんです。申請理由は、申請地を賃貸共同住宅として利用したい、とのこと。場所の説明をいたします。場所は、こちら赤い丸で囲んでいる部分で、近くには吹上公民館がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図です。</p> <p>続きまして、ページ変わりました番号20です。申請地は大字高瀬〇、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は28㎡の第3種農地です。</p> <p>申請人は、埼玉県の〇さんです。申請理由は、既に宅地の一部としているものの、許可を得ていなかったため申請するもの、です。</p> <p>こちらも追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。</p> <p>場所の説明を行います。場所は、こちら赤い丸で示しているところになります。近くには高瀬小学校があるような場所です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>申請内容の説明は以上となります。</p> <p>それでは、現地調査に御同行いただきました調査委員長から御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>はい。</p> <p>追認案件はありますが、私たちが見た限り、特に問題ないと考えております。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートに移ります。資料No.1の4ページから5ページが、4条のチェックシートとなっております。こちら、どの項目にも該当しないことが許可の要件となっておりますが、どの項目にも該当し</p>
---	--

	<p>ておりませんので、許可する分には問題無いかと思えます。 私からは以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明ですね、また調査委員長の説明があるように、追認が3件ということでございます。 皆さんの中で何かあれば御発言いただきたいと思えます。 はい、どうぞ、横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>すいません。16番のところを出してもらってよいですか。 建物が建っている以上、しょうがないと思うんですけど、これだけの建物をつくるのに、土木事務所の確認申請だとか、設計士さんが入っていたと思うんですけど、その段階で許可を取らないといけない、という話があったと思うんですけど、そこら辺、事務局は聞いてないですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。こちらのこの牛舎ですが、ご自分で建てられたという経緯がございまして、県土木事務所もそうですけども、市の方にも、届出などはしていないということでして、前回もそういうお話をさせていただきましたが、そのようなカタチになっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 はい。ほかに何かございせんか。よろしいですか。 穴井浩司委員、なんかありますか、よろしいですか。よろしいですか。 今の案件についても、よろしいですか。 はい、無ければですね、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 御承認いただきましょうか。御賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致でございます。 議案第2号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>はい、それではですね、9ページですね、議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。 私から議案9ページ、議案第3号 農地法第5条の計画変更について説明いたします。 今月は1件申請がございます。 こちらは、すでに宅地分譲用地3区画で許可を得ておりますが、区画数を変更したい、とのことでの申請となります。番号は1、変更前の申請が大字十二町〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が704㎡です。令和5年3月9日付けて、宅地分譲用地3区画として許可を受けたものです。 転用者は、田島本町の〇さんです。変更の理由ですが、当初1筆で3区画の予定でしたが、隣接農地、大字十二町〇の所有者からの要望によりまして、農地を購入することとなったため、6区画変更し、利用したいとのことです。 それでは場所の説明です。こちら赤い丸で示しているところが対象の農地です。南側には庄手川が流れて</p>

	<p>いるような場所となっております。こちらが航空写真です。黄色の枠で囲んでいるところが、最初の申請があった場所となっております。</p> <p>今回、南側にございます赤で囲んでいる部分が、追加で取得、追加で6区画するための農地として確保したところになります。もう一つ青い四角いところがございますが、こちらは宅地となっております、ここも含めまして、この全体で6区画の宅地分譲用地を造ろうという計画となっております。</p> <p>こちらが字図です。これは計画変更前の字図となっております。こちらが計画変更後の字図です。こちらが現況の写真です。手前に見えます黄色で囲んでいる部分、こちらが計画変更前の農地となっております。奥に見えます赤で囲んでいる部分が、今回追加で購入した農地となっております。こちら青い宅地の部分と3筆合わせまして、1筆としまして6区画の宅地分譲用地を造る予定となっております。</p> <p>私からは以上となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただこうと思っておりますので、お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>はい。 私たちが見た限り、問題無いと考えております。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございます。 今回加わります大字十二町の〇の転用の可否につきましては、次の議案第3号で御審議いただきますので、今回は既に許可を得た内容の変更を認めるかを御審議いただきたいと思っております。 よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、ただいま事務局の方より説明がございました議案第3号ですね、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、皆さんの中で何かあれば、お発言いただきたいと思っております。 原田委員、よろしいですか。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい、11番原田ですけども、5条申請があつての、今度開発の変更でしょうから、以前、〇が5条を受けるときには、〇の隣接の方の同意とかあつたと思うんですよね。今回、5条を動き出した中で、また、所有者が思いが変わった、ということかどうかわかりませんが、それとか進入路の関係とかで前、今度5条の許可を受ける方のいきさつというのが、ちょっと解らないところですけど、3条については、もう特に、5条の許可を受ければ、問題無いと思うんですけども、説明は前後することは可能なんですかね。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。まず、この変更が承認出来ない、次の、今、出ております〇の方の5条申請の方が受入れられないので、順番が、変更の方が先になっている状況になっております。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>それは、どういった理由でですか。変更が先でないと、次の5条の審査が受けられない、ということ、ちょっとそれを、もう少し詳しく説明してもらおうと有り難いです。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>すいません。ちょっと、今、私も、はっきり、すぐにちょっと答えられませんので、</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。4番 穴井でございます。 すいません。この件について、変更をOKとした場合に、次の32番も、もう審議する必要が無くなくなりますので、まず先に、32番を説明してもらって、それで、後で、こういうカタチで変更が上がってきますの</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>で、と言ってもらった方が、私どもとしても、了解しやすいです。</p> <p>こっちで、OKしてしまったら、これも32番とかも審議終わったじゃないですか、という話になってしまいますので、まず先に、そっちの方を説明していただきたい、という意味で原田委員がおっしゃったと思います。</p> <p>お願いします。</p> <p>はい。では先に、5条の32番を説明させていただきたいと思います。先ほどの5条の事業変更に伴うものの、内容につきまして説明いたします。</p> <p>なお、これはあくまでも説明になりますので、変更の審議の説明というカタチで、先にお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは説明させていただきます。議案書は12ページになります。</p> <p>番号は32、住所は大字十二町〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は574㎡の第3種農地となっております。</p> <p>こちら譲渡人は新治町の〇さんです。譲受人は田島本町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、宅地分譲用地6区画として利用したい、とのことでした。</p> <p>こちらは、先ほどの議案第3号で話しております計画変更に伴うものとなっております。</p> <p>それでは場所の説明をいたします。場所ですが、こちら赤い丸で示しているところとなります。こちらが航空写真となっております。先ほどお話ししました黄色の部分、こちらが計画変更前の土地となっております。南側にございます赤い部分、こちらが先ほど説明いたしました〇となっております。青で囲んでいる部分ですが、こちらがもともと宅地があった部分となっております。この全部を合わせまして、今回、六つの宅地分譲地を造ることとなっております。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。手前の黄色の部分に変更前の土地です。奥に見えます赤で囲んでいる部分が今回申請が出ております〇の土地となっております。青の部分は宅地で、もともとあった部分で、これを全て合わせまして、宅地分譲地の6区画を造る予定となっております。これが、先ほど変更で出てきました5条申請になる分になります。</p>
-----------------------	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私からは以上となります。</p> <p>よろしいですか、穴井委員。 はい、穴井委員どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。 すいません。6 区画というお話でしたので、前の分と合わせて6 区画ということですよ、その6 区画の 図面は無いんでしょうか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>あります。出します。6 区画の図面となっております。 この、今、私が赤で囲っていますが、この右側の部分が、変更前の土地となっております。こちらの左 側、ここが変更後の形となっております、1 区画、2 区画、3 区画、4 区画、5 区画、6 区画という形に なっております。真ん中に、各家に繋がる道が通るようなカタチとなっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、先に戻りまして9 ページのですね、変更申請の件です。 何か他にございましたら、お受けいたします。はい、無ければですね、よろしいでしょうか。 無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおりですね、農地法第5 条の規定による 事業計画変更申請の件、承認いただきましょうか、御賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたし ます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致でございますので変更申請の件ですね、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>それではですね、10ページですね、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>では私から、議案第4号 農地法第5条について説明いたします。</p> <p>今月は5件の申請が出ております。</p> <p>番号28です。大字日高〇、地目は台帳 田、現況畑、面積は1,700㎡の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は下井手町の〇さん、譲受人は三芳小淵町の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受け、資材置場用地として利用したい、とのことです。</p> <p>場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところです。近くには三芳小学校がございます。こちらが航空写真です。赤で囲んでいる部分が対象農地です。こちらが字図です。続きまして、現況写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。</p> <p>続きまして番号29です。申請農地は、天瀬町馬原〇地目は台帳・現況ともに田、面積は492㎡の第2種農地です。</p> <p>譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は同じく天瀬町の〇さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したい、とのことです。</p> <p>場所の説明を行います。こちら赤で囲んでいる部分が対象の農地となっております。東溪小学校から、県道の玖珠天瀬線を高塚の方に向かっていきまして、近くに高尾公民館があるような場所となっております。こちらが航空写真です。赤で囲んでいる部分が対象の農地です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。</p>

続いて議案書11ページです。番号30、大字南豆田〇と〇、地目は2筆とも、台帳・現況ともに田となっています。面積は、2筆合わせまして、731㎡の第3種農地です。

譲渡人は北友田1丁目の〇さん、譲受人は竹田新町の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地4区画として利用したい、とのことです。

場所の説明を行います。場所は赤い丸で示しているところになります。玉川バイパスから西に道を入った奥にあるカタチになります。こちらが航空写真です。赤で囲んでおります2筆が対象の農地です。こちらが字図です。こちらが現況写真です。奥に〇がございまして、手前に〇がございます。

続いて番号31です。対象農地は大字庄手〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は762㎡の第3種農地です。

譲渡人は亀川町の〇さん、譲受人は田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地3区画として利用したい、とのことです。

それでは場所の説明を行います。赤い丸で囲んでいるところですが、近くには三隈中学校がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図となっています。こちらが現況写真です。

続きまして議案書12ページです。番号32、こちら先ほど説明したところになりますが、もう一度説明させていただきます。番号32、大字十二町〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は574㎡の第3種農地です。譲渡人は新治町の〇さん、譲渡人は田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地6区画として利用したい、とのことです。

こちらは先ほどの議案第3号で説明いたしました計画変更に伴うものとなっております。

場所の説明を行います。場所は赤い丸で示した部分で、南側には庄手川が流れているような場所です。こちらが航空写真です。黄色の部分が変更前の部分、赤の部分が変更後の部分、今回の申請地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。手前が変更前の農地で、奥の赤い部分が今回の申請地である、変更後の部分となっております。

5条の説明は以上となります。

それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただこうと思います。

<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>はい。 私たちが見た限り、特に問題無いと考えております。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それではチェックシートの方に移りたいと思います。 資料のNo.1、ページは6ページから7ページに5条のチェックシートがございます。こちら、全ての項目に該当しないことが許可の要件となっておりますが、どこにも該当しておりませんので、許可する分には問題無いかと思います。 私からは以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明ですね、及び調査委員長よりの報告により問題が無いという意向でございます。 皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思います。 よろしいですか。はい、ありがとうございます。 無ければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条ですね、第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただきましょうか、御賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 御賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全会一致でございます。 議案第4号は原案どおり、許可相当といたします。ありがとうございました。 それではですね、調査委員長さん、終了でございます。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>はい、どうも、慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、13ページ、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。 事務局の方から1件ございますので、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>今日は、こちらの内容について、所有権移転が1件ございますので、御説明させていただきます。 ページは議案書の15ページ、312番の案件でございます。 申請地は、大字渡里〇と〇で、〇さんが、〇に所有権移転をしたい、という内容でございます。 こちらは農地売買等支援事業という事業を利用し、農地の所有権移転を行うための流れの中のもので、この農地売買等支援事業、こちらの概要は、先ほどまでチェックシートとして使っていた資料No.1、これの最後のページでございます。 農業経営基盤強化促進法の定めにより、規模縮小農家から農地中間管理機構、この機構というのが、大分県では公益社団法人大分県農業農村振興公社になっておりますが、こちらが農地を買入れ、一定期間保有の後に、規模拡大の農家に売り渡す、という流れのものでございます。 今、申し上げたものを図で示すと、参考資料のところの四角で、左から[売り手] → [機構] → [買い手]、と図のようになっております。この流れでございます。 今回、審議いただいている内容につきましては、[売り手] から [機構] のところ「①買入れ」という段階のものでございますので、次回以降の定例総会では準備が整いましたら、②の [機構] から [買い手] の</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>3 番 (飯田 隆)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>3 番 (飯田 隆)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>方、新しい所有者の方へ売り渡すための内容を審議いただく予定となっております。</p> <p>こういった案件が、年に数回ございますので、こちらの資料御一読いただければと思います。</p> <p>また、資料の中段以降に事業活用によるメリットやどの案件でも使えるわけではないので、その要件などについてまとめておりますので、あわせて御覧いただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい、ただいま事務局の説明がございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>飯田委員、どうぞ。</p> <p>3 番の飯田です。</p> <p>この分は、もう来月でも新しい買い手がつくと、今の話は、そういうことじゃあないかと思いますが、農村振興公社が、一定期間、買入れということを言うんですが、これはある程度、買い手の目安がつかなければ、保有をしないということですね。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
---	---

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、お察しのとおりでございます。 実際、こういった売買支援事業と普段申しておりますが、これを使いたいんだ、という御相談の際には、売手がどなたに、渡したいかというのは、もう話がおおよそ整ったところで、申請を受けて、そこから必要な手続を進めていっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。 はい、それではですね、ただいま事務局より説明のありました農地売買等事業につきまして、他に何かございませんか。 はい、無ければ、よろしいでしょうか。 議案第5号 農業経営基盤区を促進基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規1件、再設定2件、所有権移転1件、中間管理事業一括方式3件、中間管理事業2件でございます。 それぞれのですね、委員の方々のエリアにおいて御確認をしていただきたいと思っております。 問題が有れば挙手をして御発言願いたいと思っております。 よろしいですか。 はい。それではですね、よろしいということでございます。 御承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第5号はですね、原案どおり承認いたします。</p> <p>続きまして議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、2件でございます。19ページでございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(中村 仁)

はい。

まず、非農地証明について簡単に説明させていただきます。御手元に現況証明発行基準要領という資料があると思います。そちらを使って説明させていただきます。

平たく言いますと、その土地が、現在農地ではない、ということの証明になります。

発行するには、県が設けております基準が五つございまして、資料の第2のところになります。一つ目は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地です。二つ目は、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地になります。これは転用許可を受けて、そのとおりに転用したものの、登記が、農地のままのものが該当します。三つ目は、農地法第4条第1項ただし書、または第5条第1項ただし書の規定に該当するため、農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地です。これは道路や農業用排水施設など、許可不要なものが該当します。四つ目は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものになります。これは、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合や、森林まではいかなくとも、農地に復元した後、継続して利用することが出来ないと見込まれる土地、が該当します。五つ目は、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、次の全ての要件を満たしていること、(1) 非農地後20年以上経過していること、(2) 非農地後第51条の規定による処分を受けていないこと、(3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと、(4) 農業生産力の高い農地、土地改良事業などの農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと、(5) 集団性のある優良農地内でないこと、(6) 他法令などとの調整の見込みがあること、となっています。また、既に植林されている土地、建築物などが設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地などの取扱いについては、別表の個別基準により判断することとなります。別表は最後のページになります。この基準5に関しては、許可を受けずに転用後20年以上経過したものなどが該当します。

一応説明は、ここまでとさせていただきます。

では議案集の方に移りたいと思います。議案集19ページ、議案第6号 現況証明の発行についてです。

<p>推進委員 (野村常雄)</p> <p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>今月は2件申請が上がっています。</p> <p>まず26番、大字高瀬の〇で、登記地目は田、現況は雑種地、面積は6.72㎡です。</p> <p>申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため、申請するものです。</p> <p>場所ですが、赤で囲んだ所になります。近くには、高瀬本町公民館があります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。次が現況の写真です。このようにダム放流の表示板となります。平成2年2月28日に、表示板用地として5条許可が出ていますので、発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され非農地化した土地、に該当するものです。</p> <p>続いて27番、天瀬町馬原の〇で、登記地目は畑、現況は原野で、面積は2,142㎡です。</p> <p>申請人は天瀬町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。</p> <p>場所ですが、東溪中学校から北東へ、ずっと上がったところ、奥畑集会所を過ぎたあたりになります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。黄色で示している隣の農地は、令和4年の3月に非農地とされています。現在の状況は、このようになっております。仮に畑として復元出来たとしても、斜面が急なこと、隣の農地は既に非農地の判断がされていて、他の農地との集約も困難なことなどから、非農地であると判断しています。発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な土地、に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区の御担当の推進委員さんから御意見をいただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>高瀬の野村ですが、〇さんの分ですが、申請通り、8月22日に現地に行きまして、写真のとおり、目的どおり使用されていることを確認しましたので、報告します。以上です。</p> <p>高倉委員、お願いします。</p>
--	---

<p>推進委員 (高倉一二美)</p>	<p>8月23日に現地に確認に行きました。梨園だったんですけど、ちょっと高齢化で、手が回らないということで、対象地が農地と該当しないことを判断いたしました。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。議案第6号ですね、現況証明書の発行について、よろしいですか。 原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田ですけど、梨園で造成して、もう耕作放棄になってるところで、ここは、農振はもう解除されてるんですよね。前から入ってなかったんですかね。今回じゃなくて、もう前回は隣接地に非農地を証明出してるでしょうから、問題は無いと思うんですけど、一応確認の意味で聞いたところです。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>すいません。今ちょっと手元に、ちょっと資料が無くて。すいません。今はちょっと確認出来ないです。 すいません。調べて、後ほど回答させてもらってよろしいですか。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。解りました。 いずれにしても、こういった非農地証明は出てくると思いますから、農振に、当然入っていないという条件ですから、その辺も、事前に、事務局は確認をしておいてください。よろしく願います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。後ほど回答いたしますので。 ほかに何かございますか。 無ければですね、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 2件ですね。議案第6号、2件でございます。現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして20ページですね。議案第7号 9月調査委員の選任について、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するもの、でございます。 私の方に一任してよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、指名させていただきたいと思います。 5番 河津祐二委員、10番高瀬義徳委員、11番 原田文利委員の3名の方に、お願いしたいと思います。 調査委員長はですね、10番の高瀬義徳委員の方にお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>すいません。 先ほどの確認事項について、中村の方が確認しましたので、それを今から説明します。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>すいません、先ほどの非農地の件です。 ○さんの非農地の証明書の件で、農用地区域内でした。 で、基準4に関しては、農用地区域内か、外か、が条件ではないので、今回はそのまま申請に入っています。</p>

<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>すいません。 農用地区域内、ということは農振に入っているということですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>それは、普通に非農地証明を出せるんですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>発行基準が5の時には農振の項目があるんですけど、基準4のところでは農振に入っているかどうか、というのが項目に入っていないので、非農地発行ができる、ということになります。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>では、農振除外をしなくても、非農地証明は出せるということですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>そうですね、基準4は。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>そうですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>先ほどお配りした発行基準の中で基準が五つあったと思うんですけど、</p>

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>その人が申請しているから、転用したら、さらには、農業委員会からもらったので、法務局で転用したということになるとおかしくなるので、その辺りを確認しての方がよいのではないですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ちょっとすいません、補足をさせていただきます。 現況証明というのは、あくまでも、その現況を証明するためのものであって、言ってしまうえば、もう既に、発行基準5であれば違反転用のようなカタチになってから20年とか、そういうことも多いと思いますけれども、現況証明する以上、農振であるということがあったとしても、それを出せないとは、なかなか言い辛いということですので、そうなる前に止めないといけない、というところが実際の活動の中でもありますので、やはり、県の基準にもそうありますけれども、実際にその発行基準を満たすようになったものを止めるというのは、少し難しいのかなという風に思っています。 ということで、そうならないように、荒れる前に元に戻すように、頑張って活動を行う、というようなところで、御理解いただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>財津委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。4番 穴井です。 昔、事務局に在籍しておりましたので、前の話を説明させてください。</p>

非農地証明が出た時に、県とも協議をした中で、この4番の要件に該当するものについては、農振地域であろうが、もう非農地として扱って結構です、という話で、話が出来ております。

それと、あと、それを幾つかやったことがありますけども、土地改良区の方から、土地改良費はもらっているのに、何で変更するんだ、ということでありましたけども、土地改良区の方からは、もし、こういう非農地証明などを出す場合については、連絡をくれ、と。とにかく、土地改良区の同意も必要ありませんけども、必要はないんですよ。証明が出来るんですけど、スギとかヒノキとかを植える分については、転用許可が必要になるんですけど、雑木（ぞうぎ）と言いますか、雑木（ざつぼく）が植わっている分については、この4番の非農地証明に該当すると思います。それについては、転用許可ではなく、この非農地証明で、出来る、ということがあります。

で、山田原とか、そういうところでちょっと、中心部で、さすがにそういうことをする人いませんけど、山田原の周辺でそういうことがありますので、土地改良区から非常に厳しい、お叱りを受けたことがございます。だから、その部分は、事務局の方から、土地改良区と十分話をしていただきたいと思います。

事務局
(今田秀樹)

そういうことですので、よろしく願います。

議長
(石井照久)

それでは、次に報告に入りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 5年 11月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 10 番